## 公務員制度

# ガ働基本権を検討する「調査会」設置

の労働基本権問題に、どのような決着 となったが、半世紀余にわたる公務員 をめぐる「検討の場」は、政府が連合 とでも一致した。公務員の労働基本権 が図られるか動向が注目される。 の求めに応じる形で設置される見通し 長=官房長官)を、内閣に設置するこ 進めるための「雇用調整本部」(本部 標を踏まえて、配置転換などを円滑に を今後五年間で五%以上純減させる目 行政改革推進法に基づき、国家公務員 六月中に新設することで合意。また、 権の見直しを検討する「調査会」を、 五月二九日、都内で開かれた。その中 閣僚と連合幹部の会談する政労協議が 公務員制度改革などについて、 政府と連合は、公務員の労働基本 関係

### 六月にも第一回会合を開催

小泉首相)のもとに、学識経験者ら一小泉首相)のもとに、学識経験者ら一小泉首相)のもとに、学識経験者ら一小泉首相)のもとに、学識経験者ら一小泉首相)のもとに、学識経験者ら一次改革推進法で設置を定めている政府の「行政改革推進法で設置を定めている政府の「行政改革推進法で設置を定めている政府の「行政改革推進法で設置を定めている政策を表し、対策を表している政策を表している。というな政策を表している。といる政策を表している政策を表している政策を表している政策を表している政策を表している政策を表している。といる政策を表している政策を表している政策を表している政策を表している。といる政策を表している政策を表している政策を表している。といる政策を表している政策を表している。といる政策を表している。といる政策を表している。というないないる政策を表している。というないる政策を表している。といる政策を表しているののでは、対象を表している。といる政策を表している政策を表しているののでは、対象を表しているのでは、対象を表している。というないる政策を表している。というな政策を表している。というないるのではないるのではないる。というないるのではないるのではないるのではないる。というないるのではないるのではないるのではないるのではないる。というないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないる。というないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないる。というないるのではないるのではないるのではないるのではないるのではないる。というないるのではないる

することを盛り込んだ、行政改革推進 ら五年間で国家公務員を五%以上純減 とも確認した。 政労双方の懸案を広くテーマとするこ 員への労働基本権付与の是非をはじめ、 使関係のあり方-踏まえた公務員の労働基本権を含む労 の類型化とそれぞれのあり方③以上を おける公務の範囲②それを担う従事者 調査会では、①簡素で効率的な政府に 月に新設することで正式に合意した。 ○~一五人を集めた 人事評価制度など公務員のあり方まで、 また、協議の中で政府は、今年度か を議題とし、公務 「調査会」を、 六

を求めていた連合側も了承したが、改を表明。この点について、首相の就任

の本部長を、内閣官房長官とする考えを着実に進めるための「雇用調整本部」省庁をまたぐ配置転換や採用抑制など

法が先の国会で成立したのにともない



政労協議に臨む関連閣僚と連合幹部(5月29日、東京・霞ヶ関)

## 連合 は「改革の一歩」と評価

に伴う研修体制の充実

-などを申し

した配置転換③不慣れな職場への異動

十分な協議②本人の意思を最大限尊重

するとともに、①国公・地公組合とのめて「職員の雇用の確保」を強く要請

意に至った。

政府は当初、検討の場の性格を、閣政府は当初、検討の場の性格を、閣議決定に基づく政令」に設置根拠を革推進法に基づく政令」に設置根拠を革推進法に基づく政令」に設置根拠をでいる。

協議を終え、記者会見した中馬大臣協議を終え、記者会見した中馬大臣は、調査会での検討について、「国民は、調査会での検討について、「国民は、調査会での検討について、「国民は、調査会での検討について、「国民は、調査会になる」などと見通しを述べ出すことになる」などと見通しを述べ出すことになる」などと見通しを述べ出すことになる」などと見通しを述べ出すことになる」などと見通しを述べ出すことになる」などと見通した中馬大臣協議を終え、記者会見した中馬大臣

議で合意した検討の場は、必ずやIL国会での政府答弁や附帯決議、政労協一方、連合の古賀事務局長は、「今

〇勧告の趣旨に沿い、公務の労使関係 〇世年の一歩になり得ると判断した」 などと述べ、今回の合意を到達点とし では、日本の公務員案件を、条約勧告 開かれるILO(国際労働機関)総会 では、日本の公務員案件を、条約勧告 の改革の一歩になり得ると判断した」 などと述べ、今回の合意を到達点とし などと述べ、今回の合意を到達点とし ないよう、対応する方針を明らかにし ないよう、対応する方針を明らかにし ないよう、対応する方針を明らかにし

発せられており、政労協議の議論の行 勧告からは、ILOより査察団の送致 関与しない公務員への団体交渉権やス 府は〇二年、〇三年、 など、技術協力があり得るとの警告も な協議」を求められている。また、再 け、「関係者と充分で率直かつ有意義 以来の懸案について繰り返し指摘を受 充分な代償措置③消防職員の団結権付 ト権の付与②労働基本権制限職員への その中で政府は、①国家の運営に直接 でに三度、ILO勧告を受けている。 方が注目されていた。 公務員制度改革に関連して、日 -など、六五年のドライヤー勧告 ○六年とこれま

体交渉権を制約しているのは日本だけ体交渉権を制約しているのは日本だけ済協力開発機構)加盟国で公務員制度のに、労働基本権を含めた公務員制度のに、労働基本権を含めた公務員制度のに、労働基本権を含めた公務員制度のに、労働基本権を含めた公務員制度のに、労働基本権を含めた公務員制度のに、労働基本権を含めた公務員制度のに、労働基本権を含めた公務員制度のに、労働基本権を含めた公務員制度のに、労働基本権を含めた公務員制度のに、労働基本権を割約しているのは日本だけ体交渉権を制約しているのは日本だけ体交渉権を制約しているのは日本だけ体交渉権を制約しているのは日本だけ体交渉権を制約しているのは日本だけ体交渉権を制約しているのは日本だけ

職員の区分

非現業公務員

现套公路員

非現業公務員

現業公務員

方公務員

感を強めた連合は、

政労協議

 $\widehat{o}$ 危機 の具

体化に向けて動き出した政府に、

政改革の重要方針」を閣議決定した。 を迫られた政府は、○五年一二月に「行

「簡素で効率的な政府」

行革本部の期限切れで、仕切り

日本の公務員の労働基本権の概要

職員等は×)

団結権

0

(警察職員、海上保安庁

0

0

(警察職員、消防職員

は×)

0

団体交渉権

0

(交渉事項を限定、団体協約締

0

(管理運営事項は交渉不可)

〇 (交渉事項を限定、団体協約締結

は不可(ただし、法令等に抵触し

0

(管理運営事項は交渉不可)

ない範囲で書面協定は可))

結は不可)

のとみられる。 低限の条件をクリアしたと判断したも 度も高まるなか、 になるなど、 国際労働運動からの注目 検討の場の設置で最

#### 労働基本権見直 しの方向

また、 労働協約の締結権は認められていない。 労使交渉を行う「団体交渉権」のうち、 労組を組織する 場にあるため、 の治安関係はいずれも持っていない(図 いる。事務を担う一般公務員の場合、 れている労働基本権が一部制約されて 公務員は公的サービスを提供する立 消防職員や自衛官、 ストライキを行う 憲法第二八条で保障さ 「団結権」はあるが、 「争議権」も 警察官など

	1
争議権	参照)
×	۰
×	公務員の必
×	
×	権につい

する。 討の場の設置は大変意義深い」と評価 働者の長年の悲願」であり、連合は「検 きく制約されて以降、五〇年来見直さ ては、一 れておらず、 (図2参照) 。基本権の付与は「官公労 国際的にも落差が大きい

枕詞。 公務員の範囲について』が る。 ートラルな状態から検討することにな 討を行うことが前提となるため、ニュ 国民の意見に十分配慮して、 は、 しの方向性について聞かれた中馬大臣 協議後の会見で、労働基本権の見直 しかし、 「(行政改革推進法にあるように) お察しいただけると思う」など 『労働基本権を付与する (調査会の) 幅広く検

九四八年に政令二〇一号で大 発

期待感 とともに高まる警戒感

労働側が労使協議が行われないことに 年に「行政改革大綱」を閣議決定し、 満として独自の作業に着手。二○○○ 調査会」を設置し、二年後には基本答 として、 度改革の大枠を決定。 討される中で浮上してきた。政府は九 勧告を引き出した連合とも調整がつか ○一年には内閣官房に行政改革推進事 申をまとめた。だが、与党はこれを不 反発。労働基本権付与に係わるILO 入などを含む公務員制度改革関連法案 からの施行に向けて、能力等級制の導 七年に、行政改革会議の中で公務員制 庁再編とともに、公務員制度改革が検 労働基本権をめぐる議論は、 国会提出をめざした。しかしこの間 局を設置。 法案提出は見送られた。 労組も参加する「公務員制度 新公務員制度の○六年度 総理の諮問機関 中央省

画

言に終始した。 付与に前 向きながらも慎 重

いる きに検討がなされるものと受け止めて という目標は明確であり、 する公務員の範囲について』検討する するとともに、「『労働基本権を付与 う政治が主導性を発揮すべき」と強調 際労働基準に合致した改革ができるよ これに対し、古賀事務局 などと述べ、政府側にクギを刺 長は、 付与に前向 国

> 今回の合意につながった。 月、三月と同問題で政労協議が持たれ の検討も必要との姿勢に転じ、今年 純減を迫られることから、労働基本権 (カ月ぶりの再開) について打診。 行革推進法案では国家公務員 が

告もまとめており、「決着をつけるラ ②一般職公務員には労働基準法などに 労働基本権を保障し、給与・勤務条件 再び動き出したかに見える。連合はす も強めている。 いう結果だけは避けたい」と、警戒 ストチャンス」と意気込む。しかし 西尾勝国際基督教大学大学院教授) 報 自衛隊職員や警察官などについては当 応じた雇用保障制度を設ける③監獄職 は団体交渉で決定する仕組みを設ける でに、①一般職公務員には原則として 公務員への労働基本権の付与問題は、 の設置で、長い間懸案となってきた、 設置されるのは三回め。 含む公務員制度関連で、 関係者によれば、戦後、この問題を 消防職員にも団結権を保障する④ 現行どおりとして長期的に検討す などとする独自の研究会(座長・ 「交渉はしたが何も取れない 今回の調査会 有識者会合が

(調査部 渡辺木綿子

図2 欧米諸国の公務員の労働基本権の概要 区分 団結権 団体交渉権 争護権 (制服職、FBIなどを除く。ま (地方公務員については州 0 た給与等連邦法で定めるも 法により規定され、州によ (制服職、FBIなどを除く) り適用関係は異なる) 0 0 0 イギリス (警察及び軍隊を除く) (警察及び軍隊を除く) (警察及び軍隊を除く) 0 0 0 (官吏の協約締結権を除く) 0 0 0 (軍人等を除く。官吏に協 約締結権なし) (軍人等を除く) (軍人及び警察官を除く)

### 「重大災害」が依然、 高水準に

死亡災害と重大災害の発生状況をとり 厚生労働省は五月一五日、 ○五年の

過去最少の一五一四人まで減少する 労災による死亡者数 (「死亡災害」)は

図1-死亡災害の発生状況 資料出所:厚生労働省「平成17年における死亡災害・重大災害発生状況」

> らかとなった。 災害」の発生件数は七〇年代並みの二 六五件と依然、 一度に三人以上が死傷する「重大 高水準であることが明

新たな課題となりそうだ。 これまでベテランが培った「労災防止 のノウハウ」を若手に継承することが える。現場での世代交代が進むなか、 「団塊の世代」がまもなく定年を迎

## 死亡災害 は「過去最少」を更新

も多いのは「建設業」の四九七人。こ 年は過去最低だった前年(一六二〇人) やかな減少傾向をたどる。ここ数年は は、統計を取り始めた一九四八年以来、 より一○六人減少の一五一四人。これ 転落」(二〇三人)によるもの。二番目 る。事故の大半が、高所からの「墜落・ 最少記録を更新した(図一参照) を一〇〇人以上も下回る一五一四人と 二○○○人以下で安定的に推移。○五 台まで「半減」し、八○年代以降は緩 続ける。七〇年代に一気に三〇〇〇人 六一年の六七一二人をピークに減少を 業種別でみると、死亡災害がもっと 労災による死亡者数の推移をみると ○五年の労災による死亡者は、前年 「過去最少」の記録だ。 一業種だけで全体の三割以上を占め

1969,011,013

転中の「交通事故」(一七〇人) が七割 事業」の二四五人。トラックなどの運 近くを占める。 もな原因だ。三番目は「陸上貨物運送

設業」(九七人減)と「製造業」(三七人 界における労災の減少がある。 去最少」を更新した背景には、 減)が「マイナス」となる一方、 ス」となった。○五年に死亡災害が「過 上貨物運送事業」(二人増) では「プラ 上位三業種を前年と比べると、 建設業 建 陸

#### 重大災害 は依然、高水準

高水準にある。 の二倍近くにのぼるなど、 件。四年ぶりに前年を下回ったものの、 他方、一度に三人以上が死傷する「重 大災害」は前年より九件減って二六五 「過去最低」だった八五年 (一四一件) 依然として

三件)が主因としてあがった。三番目 るものだ。 ときの「交通事故」(五六件) によるも 業(九三件)。半数以上が現場へ向かう ほとんどが に多いのは 化学薬品などによる「中毒・薬傷」(二 の。二番目の「製造業」(五六件)では、 業種別では、もっとも多いのが建設 「陸上貨物取扱業」(二七件) 「交通事故」(二六件)

プスリー」を独占している。同分野で 「建設業」、「製造業」、「陸上貨物」 死亡災害でも重大災害でも「トッ

(人)

7000 6000

5000 4000 3000

2000

1000

はさまれ巻き込まれ」(六九人)がお 「製造業」の二五六人。機械による

の安全対策の強化が急務といえる。

トピックス

## 改正法 をテコに労災防止を強化

盛り込まれた。 る作業間の連絡調整の実施 る「計画届の免除」③元方事業者によ 止するため、①危険性・有害性の調査 働安全衛生法が施行された。労災を防 こうしたなか、今年四月から改正労 にはりついたままだ。 死亡災害は「過去最少」を更新する 「努力義務化」②認定事業者に対す 重大災害は依然として高い水準 -などが

場合、 故の発生を防ぐものだ。厚労省は改正 前届出義務」を免除するもの。③は、 法をテコに、労災防止対策の一層の推 下請労働者間の連絡調整を徹底し、事 クレーン操作の合図を統一するなど、 衛則第二四条)を確立している優良事 安全衛生マネジメントシステム」(安 険性・有害性の調査」を含めた「労働 な措置を講じるもの。②は、先の「危 るなど、現場での「危険性」が高まる ①は、これまでの作業手順を変更す 企業が事前調査を実施し、必要 「足場」などの建設に伴う「事

(調査部 遠藤彰) 51

わが国で活動する外国人の現状と評

約19万人

在留資格の範囲内 で就労が可能

・異行(エンターティナー)

が約6万人を占め、

いて

は、

|現行の枠組みで適正に行

專門的·技術的分

14カテゴリー

専門的-技術的労働者 研修·技能実習生

約9万人

生として就労が可

研修等の終了

注:専門的・技術的労働者の「技術、技能等」は機械工学などの技術者、外国料理の護庫師など

更に増加傾向(新規 や更なる能力向上 起因する地 入国者の8割)。 の機会が不十分。域社会との

入国者の8割。 の機会が不十分 ・技術、技能等の新・失踪、賃金未払 規入国者は、模ぱ い等の問題も発 いないし減少傾向。生。

研修終了後、受入 就労可能(業 れ企業内で実習 種制限なし)

後、能力活用の場 本語能力に

114作業。

日系人

約23万人

その配偶者。

・不十分な日

個学生, 就学生

約10万人

国人(就学生)

熱学に支障のない範囲で7km\*イト

可(原則集種制 限なし)

・急激な受入れ

の拡大に伴い、

高校等で学ぶ外 目的で入国後失

不法滞在

約22万人

属労協が考え方示す

#### 金属労協 が考え方まとめる

はなく慎重に判断していくべきである」 属労協(IMF・JC、二〇〇万人) という「外国人労働者受け入れの新た はこのほど、 てきている。こうした流れに対し、金 労働力不足解決の一方策として、 金属労協が外国人労働者受け入れに 人労働者の受け入れ拡大論が浮上し 「安易な拡大はすべきで

対する考え方をまとめたのは初めて。 な問題に関する考え方」をまとめた。 電子機器組立、機 日系ブラジル・大学等で学ぶ ・観光目的等で入 権加工、繊維・衣 人等日系人2 外国人(留学生) 国後不法に残留。 服製造等62職種 世、3世及び・日本語学校や ・研修・紋学・留学

考え方を整理したものだ。 え方を整理しておく必要があるとして える「ものづくり」産業の観点から考 産業より多くの外国人労働者を抱

### の問題解決が先決

戦力化されている。そのため、 るなど、 考え方をまとめた。 協は同産業における現在の受け入れ体 くり現場で五○%を超えるケースもあ に金属産業では外国人労働者がものづ 測されている(内訳は表参照)。とく 労者は八○万人近くに達していると推 ○三年現在で一九二万人。そのうち就 日本に在留する外国人登録者は二〇 ・受け入れ実態の問題点を整理し、 全体的に幅広く存在・定着し、 金属労

酷な職場環境、 ついても、 的な日系人、研修・技能実習生などに 拡大論に警鐘を鳴らしている。 分析し踏み込んだ検討が不可欠だとし、 題が生じている場合が少なくない」と 表面的な議論に流されず、十分に整理、 外国人労働者受け入れの拡大につ 、国人労働者問題全般については、 図っていくことが重要」であると た、不法就労者はもとより、 植松良太・金属労協事務局次長 「まず第一に、そうした問題の解 「低い賃金・労働条件、 失踪、犯罪といった問 合法 過

語る となく慎重に検討していくべきだ」と 7 いくのは良い が、 安易に拡大するこ

ている。 成否、 明らかにし、 における従業員に対する適正な配分の い②「日本人の就きたがらない現場」 産業の高度化に対する動機を弱め、 拡大による労働コストの引き下げは、 る際の留意点として、 しろ国際競争力の弱体化を招きかねな 加えて、 産業・企業間の配分構造などを 外国 精査すべき―などをあげ 一人労働者問 ①外国人労働者 題を検討す む

#### 個 別的 な課題への考え方

いる。 な検討を進めていく必要があるとして への加入促進、各種行政サービス利用 護の強化にとどまらず、 護の拡大」をあげている。 人労働者手帳」 促進などを図るため、例えば、 応として、 |考え方| 第一に、 では、 制度の創設など具体的 個別・具体的な対 「外国人労働者保 社会保障制度 法による保 「外国

いては、 行 正に対処すべきだと主張。そしてFT 用がなされている分野については、 くことが基本であるとしつつも、 A また、 (自由貿易協定) のような本来の趣旨とは異なる運 積極的な受け入れを行ってい「専門的・技術的分野」につ は、 あくまでモノ 興

> 是非を慎重に判断すべきであると指 交渉において、専門的・技術的分野 ことに留意し、EPA(経済連携協定) トの自由化に関しては、 している。 :の拡大を求められた場合には、その 自由化を目的とするものであり、 対象外である 0 ヒ

る。 働力を導入しようとするものであると する要因となる―などをあげている。 職場環境の改善や産業の高度化を阻 ますます日本人の確保が難しくなる② 賃金が相対的に低下することになり、 0) については、その意図は国内に安い ない分野」についての受け入れ拡大論 供給によって該当する業種・職種の 「専門的・技術的とはみなされて その理由として、 慎重に対処すべきであると主張す ①外国人労働力

は、 の多くが派遣・請負の形態で就労して るという制度本来の趣旨が機能するよ 上国に移転し、「人づくり」に寄与す いては、わが国の技術・技能を発展途 あると提言している。 いるため、いわゆる偽装請負について の施策の強化を求める。一方、日系人 教育や子女教育の徹底、 想定し受け入れ態勢を整備し、日本語 を前提とせず、むしろ日本での定着を 「外国人研修生・技能実習生」に 制度の整備と運用の改善を図るべ 直接雇用へ切り替えていくべきで 日系人労働者」については、帰 住宅確保など 玉

きだと主張している。

#### (調査部 才川智広